|  |
| --- |
| **仮使用承認事項** |

仮使用承認製造所等

製造所等の名称

保安監督者名

|  |
| --- |
| **工事施行時の火災予防措置**  【安全な工事工程計画】  ○災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程とする。  【安全管理組織の確立】  ○施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織を編成し、責任体制を明確にする。  ○災害発生時又は施設に異常が生じた場合等緊急時における連絡体制を明確にし、応急措置対応策を確立する。  【火気管理】  ○火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事は行わない。ただし、火災予防上有効な措置が講じられている場合を除く。  有効な措置としての例示は次のとおり  ・電動工具（電気ドリル等）を使用する。  ・火気使用の範囲及び火気設備内容を明確にする。  ・火気使用場所に、消火器等を配置する。  ・火気使用場所周辺は、可燃性の物を置かない。  　・必要に応じて床に散水し火花の飛散を抑止する。  【工事場所】  ○工事場所は、工事に必要かつ十分な広さが保有できるものとする。  ○工事場所と仮使用場所とは、工事内容に応じた適切な不燃区画等を設け、明確な区分をする。  ○仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置を講じる。  ○工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置を講じる。  ○工事場所は、不要な物を置かず、常に整理・整頓に心がける。  ○工事場所は、必要に応じて床に散水し静電気を抑止する。  【工事に用いる照明器具等】  ○工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを使用するとともに、工事場所は必要に応じて換気を十分に行う。  【仮設施設・設備等の安全措置】  ○工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策を講じる。  ○防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備が危政令基準に適合するように設ける。  【作業記録の保管】  ○作業経過、検査結果等を記録し、保管する等、工事の進行状況が把握できる体制を確保する。  【保安監督者の立会】  ○工事期間中は、保安監督者又は、保安監督者が定めた危険物取扱者免状を有する者が立会う。 |